

介 護 サ ー ビ ス 事 業 者  
基 準 確 認 シ ー ト  
(令和3年4月改定基準)

指定夜間対応型訪問介護

事業所名称 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

記入者名 \_\_\_\_\_

記入年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

## 基準確認シートについて

### 1 趣 旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準を遵守しているか、常に確認することが必要です。

そこで、さいたま市では、法令及び関係通知を基に基準確認シートを作成しましたので、定期的に自己点検を行う等、適正な事業運営及び介護サービスの質の向上のためにご活用ください。

### 2 実施方法

- ① 毎年定期的に基準確認を行って下さい。
- ② 複数の職員で検討の上、点検してください。
- ③ 「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲んでください。
- ④ 判定について該当する項目がないときは、「いる・いない」に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

- 法 … 介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）
- 施行令 … 介護保険法施行令（平成10年12月24日政令第412号）
- 施行規則 … 介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）
- 条例 … さいたま市指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月27日さいたま市条例第73号）
- 平18厚労告149 … 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修（平成18年厚生労働省告示第149号）
- 平18-0331004 … 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発0331004・老振発0331004・老老発0331017厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）
- 平24-0328-9 … 介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修関係）（平成24年3月28日老振発0328第9号）
- 平29ガイダンス … 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成29年4月14日厚生労働省）

### 電磁的方法について

サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、法令等において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの。）により行うことができます。（被保険者証に関するものを除く。）

※ 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法にしてください。

電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法で行ってください。

- ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法
- イ 書面に記載されている事項をスキャナ当により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存す

る方法

サービス事業者又はサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもののうち、条例及び要綱において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができます。

※ 事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法により交付等を行うことができます。

ア 電磁的方法による同意は、例えば、電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられます。なお「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にしてください。

イ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等との間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいです。

※ 電磁的方法により記録・交付等を行う場合は、「平29ガイドンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。

## 介護サービス事業者基準確認シート 目次

一 基本方針	1
二 人員に関する基準	3
三 設備に関する基準	7
四 運営に関する基準	9
五 変更の届出等	26
六 その他	27

一 基本方針

項目	確認事項	根拠法令
1 一般原則	<p>① 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>② 事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、さいたま市、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>条例 第3条第1項</p> <p>条例 第3条第2項</p>
2 基本方針	<p>○ 要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間において、定期的な巡回又は随時通報により居宅を訪問し、排泄の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 対象者は一人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯や中重度の者が中心になると考えられますが、これらの者に限定されるものではありません。</p>	<p>条例 第46条 平18-0331004 第3の二の1(1)</p>
3 指定夜間対応型訪問介護	<p>① 定期巡回サービス、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスを提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 利用者はケアコール端末を有していることが条件となります。</p> <p>※ サービスを提供する時間帯は、各事業所において設定することになるが、夜間におけるサービス提供という性格を踏まえ、22時から6時までの間は最低限含んでください。</p> <p>なお、8時から18時までの間の時間帯を含むことは認められないものであり、この間の時間帯については、指定訪問介護を利用してください。</p> <p>※ 定期巡回サービスの提供回数については、特に要件は設けておらず、事業者と利用者との間で取り決められるものです。</p> <p>※ 指定夜間対応型訪問介護事業所が指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定を併せて受けることは差し支えありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 定期巡回サービス                     <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 定期的に利用者の居宅を巡回して行うサービス</li> </ul> </li> <li>● オペレーションセンターサービス                     <ul style="list-style-type: none"> <li>→ あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等の訪問の要否等を判断するサービス</li> </ul> </li> <li>● 随時訪問サービス                     <ul style="list-style-type: none"> <li>→ オペレーションセンター等からの随時の連絡に対応して行うサービス</li> </ul> </li> <li>● オペレーションセンター                     <ul style="list-style-type: none"> <li>→ オペレーションセンターサービスを行うためのオペレーションセンター従業者を置いている事務所</li> </ul> </li> <li>● 訪問介護員等                     <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 次のいずれかの者                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 介護福祉士</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<p>法 第8条第2項 施行令 第3条 施行規則 第22条の23 条例 第47条第1項 平18-0331004 第3の二の1(2)①～④ 平24-0328-9</p>

<p>イ 看護師等（看護師、准看護師）                  ウ 介護員養成研修の介護職員基礎研修課程、1級課程又は2級課程を修了した者                  エ 介護保険法施行前にウの研修に相当する研修を修了した者</p> <p>● ケアコール端末                  → 利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーションセンターに通報できる端末機器</p>	
<p>② オペレーションセンターは、通常の事業の実施地域内に1箇所以上設置していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ オペレーションセンターとヘルパーステーションは同一の場所が望ましいが、オペレーションセンターとヘルパーステーションの連携が確保され、業務に支障がない場合は、事業の実施地域内なら別々の場所としても差し支えありません。</p> <p>※ 隣接する複数の市町村で1つの事業所がそれぞれの市町村から指定を受ける場合、オペレーションセンターは所在地の市町村に、ヘルパーステーションは他の市町村に設置されることが考えられますが、こうした形態で事業を実施することは差し支えありません。</p> <p>※ 定期巡回サービスを行う訪問介護員等が利用者から通報を受けることにより適切にオペレーションセンターサービスを実施することが可能であると認められる場合は、オペレーションセンターを設置しないことができます。</p> <p>具体的には、利用者の人数が少なく、かつ、事業所と利用者間に密接な関係が築かれていることにより、定期巡回サービスを行う訪問介護員等が利用者から通報を受けた場合であっても、十分な対応を行うことが可能であることを想定しています。</p>	<p>条例                  第47条第2項                  平18-0331004                  第3の二の1(2)⑤・⑥</p>

二 人員に関する基準

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
<p>1 訪問介護員等の員数</p>	<p>① オペレーターとして1以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1以上確保されるために必要な数以上のオペレーションセンター従業者を置いていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>● オペレーター → サービスを提供する時間帯を通じて専ら利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者</p> <p>※ 利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができます。</p> <p>※ オペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができます。</p>	<p>条例 第48条第1項第1号</p>
	<p>② オペレーターは次の資格を有していますか。</p> <p>ア 医師 イ 保健師 ウ 看護師 エ 准看護師 オ 介護福祉士 カ 社会福祉士 キ 介護支援専門員</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 利用者からの通報を受け、訪問の要否等の必要性を判断する能力が求められることから、資格を有する者としています。</p> <p>※ 利用者の処遇に支障がない場合であって、サービスを提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、1年以上（指定地域密着型サービス省令第6条第2項に規定する厚生労働大臣が定める者にあつては、3年以上）サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができます。</p> <p>この場合、「1年以上従事」とは単なる介護等の業務に従事した期間を含まず、サービス提供責任者として任用されていた期間をの通算です。</p> <p>※ オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければなりません。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができます。</p>	<p>条例 第48条第2項、第3項、第4項 平18厚劳告149 一 平18-0331004 第3の二の2(1)①イ～ト 第3の二の2(1)②ハ</p>

- ※ オペレーターは、提供時間帯を通じて1以上配置している必要がありますが、事業所に常駐している必要はなく、定期巡回サービスを行う訪問介護員等に同行し、地域を巡回しながら利用者からの通報に対応することも差し支えありません。また、午後6時から午前8時までの時間帯は、ICT等の活用により、事業所外においても、利用者情報（具体的サービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等）の確認ができるとともに、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合は、必ずしも事業所内で勤務する必要はありません。
- ※ オペレーターは、原則として利用者からの通報を受ける業務に専従する必要がありますが、利用者の処遇に支障がない場合は、定期巡回サービス及び同一敷地内の指定訪問介護事業所並びに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護訪問介護看護事業所の職務に従事することができます。  
 なお、オペレーターが、定期巡回サービスに従事している等、利用者の居宅において日常生活上の世話をしているときであっても、利用者からの通報を受け付けることのできる体制を確保している場合は、その時間帯におけるオペレーターの配置要件も同時に満たします。
- ※ オペレーターは、利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができることとしていますが、これは、例えば、市が地域支援事業の任意事業において、家庭内の事故等による通報に、夜間を含めた365日24時間の随時対応ができる体制を整備する事業を行っている場合、その通報を受信するセンターと指定夜間対応型訪問介護のオペレーションセンターの共用が可能であり、オペレーターは、この市が行う事業の受信センター職員が行う業務に従事することができるということです。
- ※ オペレーションセンターを設置しない場合は、オペレーションセンター従業者が行うことになっているオペレーションセンターサービス及び夜間対応型訪問介護計画の作成業務については、訪問介護員等の資格を有する者が行うことで差し支えありません。
- ※ 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等があり、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができます。
  - ア 指定短期入所生活介護事業所
  - イ 指定短期入所療養介護事業所
  - ウ 指定特定施設
  - エ 指定小規模多機能型居宅介護事業所
  - オ 指定認知対応型共同生活介護事業所
  - カ 指定地域密着型特定施設
  - キ 指定地域密着型介護老人福祉施設
  - ク 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
  - ケ 指定介護老人福祉施設
  - コ 介護老人保健施設
  - サ 指定介護療養型医療施設
  - シ 介護医療院
- ※ 面接相談員は、利用者からの通報を受けた場合に適切に対応できるようにする観点から、日中の面接等を通じて利用者の状況を把握するために配置することとしています。



	<p>したがって、面接相談員については、オペレーターと同様の資格又はこれらと同等の知識経験を有する者を配置するように努めてください。</p> <p>※ 面接相談員は、面接を適切に行うために必要な人員を配置すればよく、夜間勤務のオペレーターや訪問介護員等や管理者が従事することも差し支えありません。</p>	
	<p>③ 定期巡回サービスを行う訪問介護員等として、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上置いていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 定期巡回サービスを行う訪問介護員等については、最低必要となる人員要件は定められていませんが、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数の職員を確保してください。</p> <p>※ 看護師等の資格を有している者は、定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行う訪問介護員等の業務に従事できます。</p> <p>※ 看護師の資格を有する者を訪問介護員等として雇用する場合は、訪問介護員等として雇用されるのであって、保健師助産師看護師法に規定されている診療の補助及び療養上の世話の業務（たんの吸引等の業務を行うための登録を受けている事業所において実施されるたんの吸引等の業務を除く。）を行うものではありません。</p>	<p><b>条例</b> 第48条第1項第2号 平18-0331004 第3の二の2(1)② イ、ニ 平24-0328-9</p>
	<p>④ 随時訪問サービスを行う訪問介護員等として、サービスを提供する時間帯を通じて専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上置いていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければなりません。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができるほか、オペレーターが当該業務に従事することも差し支えありません。</p> <p>また、午後6時から午前8時までの時間帯については、利用者からの連絡を受けた後、事業所から利用者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時訪問サービスの提供に支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で勤務する必要はありません。</p> <p>※ 看護師等の資格を有している者は、定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行う訪問介護員等の業務に従事できます。</p> <p>※ 看護師の資格を有する者を訪問介護員等として雇用する場合は、訪問介護員等として雇用されるのであって、保健師助産師看護師法に規定されている診療の補助及び療養上の世話の業務（たんの吸引等の業務を行うための登録を受けている事業所において実施されるたんの吸引等の業務を除く。）を行うものではありません。</p>	<p><b>条例</b> 第48条第1項第3号 第48条第5項 平18-0331004 第3の二の2(1)② ロ、ニ 平24-0328-9</p>
<p><b>2 管理者</b></p>	<p>○ 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 管理者は、オペレーションセンター従業者又は訪問介護員等である必要はありません。</p>	<p><b>条例</b> 第49条 平18-0331004 第3の二の2(2)</p>

- ※ オペレーションセンター従業者又は訪問介護員等としての職務に従事する場合であって、管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。
- ※ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、以下の場合であって、事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。
  - ア 指定訪問介護事業者、指定訪問看護事業者又は指定定期巡回・随時訪問型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、同一の事業所においてそれぞれの事業が一体的に運営されている場合の、指定訪問介護事業所、指定訪問看護事業所又は指定定期巡回・随時訪問型訪問介護看護事業所の職務に従事する場合
  - イ 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、他の事業所、施設等の管理者又は従事者としての職務に従事する場合
    - この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられます。
    - ただし、施設等における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があります。

三 設備に関する基準

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
<p>1 設備及び備品等</p>	<p>① 事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保してください。</p> <p>※ 特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮してください。</p> <p>※ 事務室・区画、又は設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えありません。</p> <p>※ 間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えありません。</p> <p>この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定夜間対応型訪問介護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足ります。</p> <p>※ 他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定夜間対応型訪問介護の事業又は他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用できます。</p> <p>※ 事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、同一の事業所においてこれらの事業が一体的に運営されている場合は、双方の事業で共用することができます。</p>	<p>条例 第50条第1項、第4項 平18-0331004 第3の二の3(1)～(3)・(9)</p>
	<p>② 利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、オペレーションセンターごとに、次の機器等を備え、必要に応じてオペレーターに機器等を携帯させていますか。</p> <p>ア 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等</p> <p>イ 随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが情報を常時閲覧できるときは、アの「利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等」を備えないことができます。</p> <p>※ 利用者からの通報を受け付けるための機器については、必ずしも当該オペレーションセンターに設置され固定されている必要はなく、地域を巡回するオペレーターが携帯することもできます。</p> <p>※ 利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、利用者からの通報を受信した際に瞬時にそれらの情報が把握できるものでなければならないが、通報を受信する機器と、利用者の心身の情報を蓄積する機器は同一の機器でなくても差し支えありません。</p> <p>したがって、通報を受け付ける機器としては、一般の携帯電話等であっても差し支えありません。</p>	<p>条例 第50条第2項・第4項 平18-0331004 第3の二の3(4)・(5)・(8)・(9)</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 利用者の心身の状況等の情報を蓄積する機器等については、事業所・事業者内のネットワークや情報セキュリティに十分に配慮した上で、インターネットを利用したクラウドコンピューティング等の技術を活用し、オペレーターが所有する端末から常時利用者の情報にアクセスできる体制が確保されていれば、必ずしも事業所において機器等を保有する必要はありません。</li> <li>※ 常時利用者の情報にアクセスする体制とは、こうした情報通信技術の活用のみに限らず、例えば、オペレーターが所有する紙媒体での利用者のケース記録等が、日々の申し送り等により随時更新され事業所において一元的に管理されていること等も含まれます。</li> <li>※ オペレーションセンターを設置しない場合であっても、オペレーションセンターにおける通信機器に相当するものは必要です。</li> <li>※ 事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、同一の事業所においてこれらの事業が一体的に運営されている場合は、双方の事業で共用することができます。</li> </ul>	
<p>③ 利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーションセンターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器（ケアコール端末）を配布していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 利用者が適切にオペレーションセンターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りではありません。</li> <li>※ ケアコール端末は、利用者が援助を必要とする状態となったときにボタンを押すなどにより、簡単にオペレーターに通報できるものでなければなりません。 ただし、利用者の心身の状況によって、一般の家庭用電話や携帯電話でも随時の通報が適切に行うことが可能と認められる場合は、利用者に対し携帯電話等を配布すること又はケアコール端末を配布せず、利用者所有の家庭用電話や携帯電話により随時の通報を行わせることも差し支えありません。</li> <li>※ ケアコール端末等については、オペレーターに対する発信機能のみならず、オペレーターからの通報を受信する機能を有するものや、テレビ電話等の利用者とオペレーターが画面上でお互いの状況を確認し合いながら対話できるもの等を活用し、利用者が安心して在宅生活を送ることに資するものであることが望ましい。</li> <li>※ オペレーションセンターを設置しない場合であっても、利用者に配布するケアコール端末は必要です。</li> <li>※ 事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、同一の事業所においてこれらの事業が一体的に運営されている場合は、双方の事業で共用することができます。</li> </ul>	<p><b>条例</b> 第50条第3項・第4項 平18-0331004 第3の二の3(6)～(9)</p>

四 運営に関する基準

項目	確認事項	根拠法令
1 提供の開始に当たっての説明及び同意	<p>○ サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者・家族に対し、サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ サービスの選択に資すると認められる重要事項には次の内容が挙げられます。</p> <p>ア 運営規程の概要</p> <p>イ 従業者の勤務体制</p> <p>ウ 事故発生時の対応</p> <p>エ 苦情処理の体制</p> <p>オ 提供するサービスの第三者評価の実施状況</p> <p>※ 事業者が他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合は、パンフレット等を一体的に作成して差し支えありません。</p> <p>※ 同意については、書面によって確認することが適当です。</p> <p>※ 特にオペレーションセンターを設置しない事業者は、オペレーションセンターを設置しない場合のオペレーションサービスの実施方法について十分な説明を行わなければなりません。</p> <p>※ 随時訪問サービスを他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等に行わせる場合については、その旨について十分な説明を行わなければなりません。</p>	<p>条例 第60条(第10条準用) 平18-0331004 第3の二の4(12)(第3の一の4(2)①②)</p>
2 提供拒否の禁止	<p>○ 正当な理由がなく、サービスの提供を拒んでいませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p> <p>※ 事業者は、原則として、利用申込に対しては応じなければなりません。</p> <p>※ 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することは禁止します。</p> <p>※ 提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次のとおりです。</p> <p>ア 事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合</p> <p>イ 利用申込者の居住地が通常の実施地域外である場合</p> <p>ウ その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合</p>	<p>条例 第60条(第11条準用) 平18-0331004 第3の二の4(12)(第3の一の4(3))</p>
3 サービス提供困難時の対応	<p>○ 通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定夜間対応型訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>● 通常の実施地域 → 事業所が通常時にサービスを提供する地域</p>	<p>条例 第60条(第12条準用) 平18-0331004 第3の二の4(12)(第3の一の4(4))</p>
4 受給資格等の確認	<p>① サービスの提供を求められた場合は、提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第60条(第13条第1項準用) 平18-0331004</p>

	<p>※ 保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られます。</p> <p>② 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>第3の二の4(12)(第3の一の4(5)①)</p> <p><b>条例</b> 第60条(第13条第2項準用) 平18-0331004 第3の二の4(12)(第3の一の4(5)②)</p>
<p><b>5 要介護認定の申請に係る援助</b></p>	<p>① サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、サービスの利用に係る費用が保険給付の対象となり得ます。</p>	<p><b>条例</b> 第60条(第14条第1項準用) 平18-0331004 第3の二の4(12)(第3の一の4(6)①)</p>
	<p>② 指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 要介護認定の有効期間が原則として6か月ごとに終了し、継続して保険給付を受けるためには更新認定を受ける必要があり、要介護認定が申請の日から30日以内に行われます。</p>	<p><b>条例</b> 第60条(第14条第2項準用) 平18-0331004 第3の二の4(12)(第3の一の4(6)②)</p>
<p><b>6 心身の状況等の把握</b></p>	<p>○ サービスの提供に当たっては、オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合は、訪問介護員等）による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>条例</b> 第60条(第15条第1項準用)</p>
<p><b>7 指定居宅介護支援事業者等との連携</b></p>	<p>① サービスを提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 指定夜間対応型訪問介護の随時訪問サービスは、利用者からの通報により随時に提供されるサービスであることから、給付管理を行う指定居宅介護支援事業者との連携を密にしておかなければなりません。</p> <p>※ 指定夜間対応型訪問介護は、医療が必要とされる場合があることから、医療が円滑に提供できるよう、常に保健医療サービスを提供する者との連携の確保に努めてください。</p>	<p><b>条例</b> 第60条(第16条第1項準用) 平18-0331004 第3の二の4(12)(第3の一の4(7))</p>
	<p>② サービスの提供の終了に際しては、利用者・家族に対して適切な指導を行うとともに、指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>条例</b> 第60条(第16条第2項準用)</p>

<p><b>8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助</b></p>	<p>○ サービスの提供の開始に際し、利用申込者が指定居宅介護支援を受けていないときは、利用申込者・家族に対し、法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 法定代理受領サービスを行うために必要な援助には次の内容が挙げられます。</p> <p>ア 居宅サービス計画の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼することを市に対して届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができることを説明すること</p> <p>イ 指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供すること</p> <p>● 法定代理受領サービス → 地域密着型介護サービス費が利用者に代わり事業者に支払われる場合の指定地域密着型サービス</p>	<p><b>条例</b> 第2条第5号 第60条(第17条準用) 平18-0331004 第3の二の4(12)(第3の一の4(8))</p>
<p><b>9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供</b></p>	<p>○ 居宅サービス計画が作成されている場合は、居宅サービス計画に沿ったサービスを提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 指定夜間対応型訪問介護は、定期巡回サービス、随時対応サービス、随時訪問サービス及び訪問看護サービスを利用者の心身の状況に応じて、柔軟に提供するものであり、随時の訪問を行う場合や、定期巡回サービスの訪問時間帯又は内容等の変更を行った場合は、介護支援専門員に対し適宜報告を行う等適切な連携を図ってください。</p>	<p><b>条例</b> 第60条(第18条準用) 平18-0331004 第3の二の4(12)(第3の一の4(9))</p>
<p><b>10 居宅サービス計画等の変更の援助</b></p>	<p>○ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含みます。</p> <p>※ サービスを追加する場合に法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行わなければなりません。</p>	<p><b>条例</b> 第60条(第19条準用) 平18-0331004 第3の二の4(12)(第3の一の4(10))</p>
<p><b>11 身分を証する書類の携行</b></p>	<p>○ 利用者が安心してサービス提供を受けられるよう、従業者に身分を証する書類を携行させ、面接時、初回訪問時及び利用者・家族から求められたときは提示するよう指導していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 身分を証する書類には、事業所の名称、従業者の氏名を記載するものとし、従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。</p>	<p><b>条例</b> 第60条(第20条準用) 平18-0331004 第3の二の4(12)(第3の一の4(11))</p>
<p><b>12 サービスの提供の記録</b></p>	<p>① サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容（例えば定期巡回サービス及び随時訪問サービスの別）、利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準じる書面に記載していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>条例</b> 第60条(第21条第1項準用) 平18-0331004 第3の二の4(12)(第3の一の4(12)①)</p>

	<p>※ 利用者及びサービス事業者が、その時点での区分支給限度基準額との関係やサービスの利用状況を把握できるようにするために、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載してください。</p>	
	<p>② サービスを提供した際には、サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ その他適切な方法とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法です。</p> <p>※ 提供した具体的なサービスの内容等の記録は、5年間保存してください。</p>	<p><b>条例</b> 第59条第2項 第60条(第21条第2項準用) 平18-0331004 第3の二の4(12)(第3の一の4(12)②)</p>
<p><b>13 利用料等の受領</b></p>	<p>① 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、地域密着型介護サービス費用基準額の1割又は2割(保険給付の率が9割又は8割でない場合については、それに応じた割合)の支払を受けていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>● 地域密着型介護サービス費用基準額 → 厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(現にサービスに要した費用の額を超えるときは、現にサービスに要した費用の額)</p>	<p><b>条例</b> 第2条第3号、第4号 第60条(第22条第1項準用) 平18-0331004 第3の二の4(12)(第3の一の4(13)①)</p>
	<p>② 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際に、利用者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはなりません。</p> <p>※ そもそも介護保険給付の対象となるサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。</p> <p>イ 指定夜間対応型訪問介護の事業とは別事業であり、介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。</p> <p>ロ 事業の目的、運営方針、利用料等が運営規程とは別に定められていること。</p> <p>ハ 指定夜間対応型訪問介護の事業の会計と区分していること。</p>	<p><b>条例</b> 第60条(第22条第2項準用) 平18-0331004 第3の二の4(12)(第3の一の4(13)②)</p>
	<p>③ ①・②のほか、利用者の選定により通常の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを行う場合に要した交通費の額以外の支払を利用者から受けていませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p> <p>※ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めません。</p> <p>※ 利用者へ配布するケアコール端末に係る設置料、リース料、保守料等の費用の徴収は認めません。</p>	<p><b>条例</b> 第60条(第22条第3項準用) 平18-0331004 第3の二の4(12)(第3の一の4(13)③⑤)</p>



	<p>なお、利用者宅から事業所への通報に係る通信料（電話料金）については、利用者が負担すべきものです。</p>	
	<p>④ 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを行う場合に要した交通費の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者・家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>条例</b> 第60条(第22条第4項準用) 平18-0331004 第3の二の4(12)(第3の一の4(13))</p>
	<p>⑤ サービスの提供に要した費用の支払を受ける際、利用者に対し、領収証を交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 領収証には、サービスの提供に要した費用の額とその他の費用の額を区分して記載してください。</p>	<p><b>法</b> 第42条の2第9項(第41条第8項準用) <b>施行規則</b> 第65条の5(第65条準用)</p>
14 保険給付の請求のための証明書の交付	<p>○ 利用者が市に対する保険給付の請求を容易に行えるよう、法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>条例</b> 第60条(第23条準用) 平18-0331004 第3の二の4(12)(第3の一の4(14))</p>
15 指定夜間対応型訪問介護の基本取扱方針	<p>① 定期巡回サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、目標を設定し、計画的に行われるとともに、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行われるものとし、利用者が夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるものとなっていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>条例</b> 第51条第1項</p>
	<p>② 事業者自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うとともに、夜間対応型訪問介護計画の修正を行うなど、改善を図らなければなりません。</p>	<p><b>条例</b> 第51条第2項 平18-0331004 第3の二の4(1)①</p>
16 指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針	<p>① 定期巡回サービスの提供に当たっては、夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>条例</b> 第52条第1号</p>
	<p>② 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーションセンター従業員は、利用者の面接及び1月ないし3月に1回程度の利用者の居宅への訪問を行い、随時利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者・家族に対し、適切な相談及び助言を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 利用者宅への定期的な訪問等により、利用者の心身の状況等の把握に努めるとともに、利用者とのコミュニケーションを図り、利用者が通報を行い易い環境づくりに努めてください。</p>	<p><b>条例</b> 第52条第2号 平18-0331004 第3の二の4(1)②</p>

<p>③ 随時訪問サービスの提供に当たっては、夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>条例</b> 第52条第3号</p>	
<p>④ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うこととし、利用者・家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>条例</b> 第52条第4号</p>	
<p>⑤ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 常に新しい技術を習得する等、研鑽を行ってください。</p>	<p><b>条例</b> 第52条第5号 平18-0331004 第3の二の4(1)③</p>	
<p>⑥ 従業者は、利用者からの連絡内容や利用者の心身の状況を勘案し、必要があると認めるときは、利用者が利用する指定訪問看護ステーションへの連絡を行う等の適切な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 利用者からの連絡内容や心身の状況によっては、指定夜間対応型訪問介護ではなく、医療面からの対応が必要とされる場合があることから、常に指定訪問看護ステーション等の保健医療サービスを提供する者との連携を確保しておいてください。</p>	<p><b>条例</b> 第52条第6号 平18-0331004 第3の二の4(1)④</p>	
<p>⑦ サービスの提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 従業者であっても容易に持ち出すことができないよう厳重な管理を行い、利用者に安心感を与えてください。</p>	<p><b>条例</b> 第52条第7号 平18-0331004 第3の二の4(1)⑤</p>	
<p><b>17 夜間対応型訪問介護計画の作成</b></p>	<p>① オペレーションセンター従業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した夜間対応型訪問介護計画を作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ オペレーションセンターを設置しない場合は、訪問介護員等が作成してください。</p> <p>※ 利用者の状況を把握・分析し、夜間対応型訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにしてください。（アセスメント）</p> <p>※ アセスメントに基づき、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの援助の方向性や目標を明確にし、担当する訪問介護員等の氏名、訪問介護員等が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにしてください。</p> <p>※ 夜間対応型訪問介護計画の様式については、事業所で定めるもので差し支えありません。</p>	<p><b>条例</b> 第53条第1項 平18-0331004 第3の二の4(2)①</p>

	<p>② 夜間対応型訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、居宅サービス計画の内容に沿って作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 夜間対応型訪問介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、夜間対応型訪問介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。</p>	<p><b>条例</b> 第53条第2項 平18-0331004 第3の二の4(2)②</p>
	<p>③ オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者・家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 夜間対応型訪問介護計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務付けることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものです。</p> <p>※ オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画の目標や内容等については、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行ってください。</p>	<p><b>条例</b> 第53条第3項 平18-0331004 第3の二の4(2)③</p>
	<p>④ オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画を作成した際には、夜間対応型訪問介護計画を遅滞なく利用者に交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 夜間対応型訪問介護計画は5年間保存してください。</p>	<p><b>条例</b> 第53条第4項 第59条第2項 平18-0331004 第3の二の4(2)④</p>
	<p>⑤ オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画の作成後、夜間対応型訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて変更を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ オペレーションセンター従業者は、訪問介護員等の行うサービスが夜間対応型訪問介護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行ってください。</p>	<p><b>条例</b> 第53条第5項 平18-0331004 第3の二の4(2)⑤</p>
	<p>⑥ 夜間対応型訪問介護計画を変更する場合においても、①～④に沿って行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>条例</b> 第53条第6項</p>
	<p>⑦ 指定居宅介護支援事業者から求めがあった際には、夜間対応型訪問介護計画を提供することに協力していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものと規定されています。</p>	<p>平18-0331004 第3の二の4(2)⑥(第3の一の4(17)⑫)</p>
<p>18 同居家族に対するサービス提供の禁止</p>	<p>○ 訪問介護員等に、同居の家族である利用者に対するサービスの提供をさせていませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p>	<p><b>条例</b> 第60条(第28条準用) 平18-0331004</p>

<p>19 利用者に関する市への通知</p>	<p>○ 利用者がア・イのいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付して市に通知していますか。                  ア 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。                  イ 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 市が、既に支払った保険給付の徴収又は保険給付の制限を行うことができることから、事業者は、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市に通知してください。                  ※ 市への通知に係る記録は5年間保存してください。</p>	<p>条例                  第59条第2項                  第60条(第29条準用)                  平18-0331004                  第3の二の4(12)(第3の一の4(18))</p>
<p>20 緊急時等の対応</p>	<p>○ 訪問介護員等は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに必要な措置を講じてください。</p>	<p>条例                  第54条                  平18-0331004                  第3の二の4(3)</p>
<p>21 管理者等の責務</p>	<p>① 管理者は、従業者及び業務の管理を、一元的に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>② 管理者は、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>③ オペレーションセンター従業者は、サービスの利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例                  第55条第1項                  平18-0331004                  第3の二の4(4)</p> <p>条例                  第55条第2項                  平18-0331004                  第3の二の4(4)</p> <p>条例                  第55条第3項                  平18-0331004                  第3の二の4(4)</p>
<p>22 運営規程</p>	<p>○ 運営規程に、次のア～クの事項を定めていますか。                  ア 事業の目的及び運営の方針                  イ 従業者の職種、員数及び職務の内容                  ウ 営業日及び営業時間                  エ サービスの内容及び利用料その他の費用の額                  オ 通常の事業の実施地域                  カ 緊急時等における対応方法                  キ 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法                  ク ア～キのほか、運営に関する重要事項</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ エのサービスの内容とは、オペレーションセンターサービス、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容を指します。</p>	<p>条例                  第56条                  平18-0331004                  第3の二の4(5)</p>
<p>23 勤務体制の確保等</p>	<p>① 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 原則として月ごとの勤務表を作成し、オペレーションセンター従業者及び訪問介護員等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。</p>	<p>条例                  第57条第1項                  平18-0331004                  第3の二の4(6)①</p>

<p>② 事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 事業所の訪問介護員等とは、雇用契約、労働者派遣契約その他の契約により、事業所の管理者の指揮命令下にある訪問介護員等を指します。</p> <p>なお、口腔内の喀痰吸引その他の行為を業として行う訪問介護員等については、労働者派遣法に基づく派遣労働者であってはなりません。</p> <p>※ 指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、適切にサービスを提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との綿密な連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、その事業の一部を、他の指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができます。</p> <p>なお、「事業の一部」の範囲については市町村長が判断することとなりますが、同一時間帯において、全ての利用者に対する定期巡回サービス、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスの全てを委託してはならないという趣旨であることに留意してください。</p> <p>※ オペレーションサービスセンターについては、市町村長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができます。</p>	<p><b>条例</b> 第57条第2項・第3項 平18-0331004 第3の二の4(6)②③④</p>
<p>④ 訪問介護員等の資質の向上のために、研修機関が実施する研修や事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>条例</b> 第57条第4項 平18-0331004 第3の二の4(6)⑤</p>

	<p>⑤ 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えた者により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ セクシャルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれます。</p> <p>※ 事業主が講ずべき措置の具体的内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）のとおりです。</p> <p>特に留意すべき内容は次のとおりです。</p> <p>ア 事業所の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。</p> <p>イ 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</p> <p>※ 事業主が講じることが望ましい取組としては、</p> <p>ア 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</p> <p>イ 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）</p> <p>ウ 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）</p> <p>※ マニュアルや手引きについては、厚生労働省のホームページに掲載されているので、参考にしてください。 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html</a></p>	<p><b>条例</b> 第57条第5項 平18-0331004 第3の二の4(6)⑥(第3の一の4(22)⑥)</p>
<p><b>24 業務継続計画の策定等</b> ※ 令和6年3月31日までは努力義務です。</p>	<p>① 感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 業務継続計画には、次の項目を記載してください。</p> <p>ア 感染症に係る業務継続計画</p> <p>a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品等の確保等）</p> <p>b 初動対応</p> <p>c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）</p> <p>イ 災害に係る業務継続計画</p> <p>a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）</p> <p>b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）</p> <p>c 他施設及び地域との連携</p>	<p><b>条例</b> 第60条（第33条の2第1項準用） 平18-0331004 第3の二の4(7)①② （第3の一の4(23)①②）</p>

	<p>② 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。</p> <p>※ 感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。</p> <p>※ 新規採用時には定期的な研修とは別に実施することが望ましいです。</p> <p>※ 研修の内容については記録してください。</p> <p>※ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練と一体的に実施することも差し支えありません。</p> <p>※ 訓練の実施は、机上を含め、その実施手段は問いません。机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p>	<p><b>条例</b> 第60条（第33条の2 準用第2項） 平18-0331004 第3の二の4(7)①② （第3の一の4(23) ①②）</p>
<p>25 衛生管理等</p>	<p>① 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 特に、従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要があります。</p>	<p><b>条例</b> 第60条(第34条第1項 準用) 平18-0331004 第3の二の4(8)（第3の一の4(24)①）</p>
	<p>② 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>条例</b> 第60条(第34条第2項 準用) 平18-0331004 第3の二の4(8)(第3の一の4(24)②)</p>

	<p>※ 令和6年3月31日までは努力義務です。</p> <p>③ 指定夜間対応型訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じていますか。</p> <p>ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施すること。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 感染症の及びまん延の防止のための対策を検討する委員会については次のとおりです。</p> <p>① 感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に感染対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。</p> <p>② 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者を決めてください。</p> <p>③ 概ね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して随時開催してください。</p> <p>④ テレビ電話装置等を活用して行うことができます。その際は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>⑤ 他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとしても差し支えありません。</p> <p>※ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針については次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「介護現場における感染対策の手引き」を参照し、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。</li> <li>平常時：事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアに係る感染対策（手洗い、標準的な予防策）等</li> <li>発生時：発生状況の把握、感染拡大防止、医療機関との連携、行政等への報告等</li> </ul> <p>※ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練については次のとおりです。</p> <p>① 新規採用時には定期的な研修とは別に実施することが望ましいです。</p> <p>② 研修の内容については記録してください。</p> <p>③ 厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所の実態に応じて行ってください。</p> <p>④ 発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習等を実施してください。</p> <p>⑤ 訓練の実施は、机上を含め、その実施手段は問いません。机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p>	<p><b>条例</b> 第60条(第34条第3項準用) 平18-0331004 第3の二の4(8)(第3の一の4(24)②)</p>
<p>26 掲示</p>	<p>○ 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。</p>	<p><b>条例</b> 第60条(第35条準用) 平18-0331004</p>



	<p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 夜間対応型訪問介護従業者の勤務の体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であるため、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではありません。</p> <p>※ 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定夜間対応型訪問介護事業所内に備え付けることでも構いません。</p>	<p>第3の2の4(12)(第3の1の4(25))</p>
27 秘密保持等	<p>① 従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者・家族の秘密を漏らしていませんか。</p> <p style="text-align: center;">いない ・ いる</p>	<p><b>条例</b> 第60条(第36条第1項準用) 平18-0331004 第3の2の4(12)(第3の1の4(26)①)</p>
	<p>② 従業者であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者・家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じてください。</p>	<p><b>条例</b> 第60条(第36条第2項準用) 平18-0331004 第3の2の4(12)(第3の1の4(26)②)</p>
	<p>③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ サービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、あらかじめ文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があります。 この同意は、サービス提供開始時に利用者及び家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。</p>	<p><b>条例</b> 第60条(第36条第3項準用) 平18-0331004 第3の2の4(12)(第3の1の4(26)③)</p>
	<p>④ 「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づき、利用者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p><b>個人情報の保護に関する法律</b> (平成15年5月30日法律第57号) H29ガイダンス</p>
28 広告	<p>○ 広告をする場合、内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p> <p style="text-align: center;">いない ・ いる</p>	<p><b>条例</b> 第60条(第37条準用)</p>
29 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	<p>○ 指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対する特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。</p> <p style="text-align: center;">いない ・ いる</p> <p>※ 指定居宅介護支援の公正中立性を確保するために利益供与を禁止しています。</p>	<p><b>条例</b> 第60条(第38条準用) 平18-0331004 第3の2の4(12)(第3の1の4(27))</p>

30 苦情処理	<p>① 提供したサービスに係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者・家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する対応の内容についても併せて記載するとともに、事業所に掲示してください。</p>	<p><b>条例</b> 第60条(第39条第1項準用) 平18-0331004 第3の二の4(12)(第3の一の4(28)①)</p>
	<p>② 苦情を受け付けた場合には、苦情の受付日、内容等を記録していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 事業者が提供したサービスとは関係のない苦情は除きます。 ※ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行うことが必要です。 ※ 苦情の内容等の記録は、5年間保存してください。</p>	<p><b>条例</b> 第59条第2項 第60条(第39条第2項準用) 平18-0331004 第3の二の4(12)(第3の一の4(28)②)</p>
	<p>③ 提供したサービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、指導・助言を受けた場合においては、必要な改善を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>条例</b> 第60条(第39条第3項準用) 平18-0331004 第3の二の4(12)(第3の一の4(28)③)</p>
	<p>④ 市からの求めがあった場合には、改善の内容を市に報告していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>条例</b> 第60条(第39条第4項準用)</p>
	<p>⑤ 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導・助言を受けた場合においては、必要な改善を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>条例</b> 第60条(第39条第5項準用)</p>
	<p>⑥ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を報告していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>条例</b> 第60条(第39条第6項準用)</p>
31 地域との連携等	<p>① 事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 市が実施する事業には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業を含みます。</p>	<p><b>条例</b> 第58条第1項 平18-0331004 第3の二の4(9)①(第3の一の4(29)④)</p>
	<p>② 指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>条例</b> 第58条第2項 平18-0331004 第3の二の4(9)②</p>

	<p>※ 正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めなければならないことを定めたものです。</p>	
32 事故発生時の対応	<p>① 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、利用者の家族、指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>条例</b> 第60条(第41条第1項準用) 平18-0331004 第3の2の4(12)(第3の1の4(30))</p>
	<p>② 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存してください。</p>	<p><b>条例</b> 第59条第2項 第60条(第41条第2項準用) 平18-0331004 第3の2の4(12)(第3の1の4(30))</p>
	<p>③ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>条例</b> 第60条(第41条第3項準用) 平18-0331004 第3の2の4(12)(第3の1の4(30))</p>
	<p>④ あらかじめ、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の対応方法について定めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>平18-0331004 第3の2の4(12)(第3の1の4(30)①)</p>
	<p>⑤ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>平18-0331004 第3の2の4(12)(第3の1の4(30)②)</p>
	<p>⑥ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>平18-0331004 第3の2の4(12)(第3の1の4(30)③)</p>
33 虐待の防止 ※ 令和6年3月31日までは努力義務です。	<p>① 虐待の発生又はその発生を防止するために、次の措置を講じていますか。</p> <p>ア 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること</p> <p>イ 虐待の防止のための指針を整備すること</p> <p>ウ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年1回以上)に実施すること</p> <p>エ 上記ア～ウの措置を適切に実施するための担当者を置くこと</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 虐待の防止のための研修及び訓練について次のとおりです。</p> <p>① 新規採用時には定期的な研修とは別に実施してください。</p> <p>② 研修の内容については記録してください。</p>	<p><b>条例</b> 第60条(第41条の2準用) 平18-0331004 第3の2の4(10)(第3の1の4(31)①②③④)</p>

	<p>② 虐待防止委員会は、次のような事項について検討するとともに、その結果（事業所における虐待防止に対する体制、再発防止対策等）は、従業者に周知徹底を図っていますか。</p> <p>ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること                  イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること                  ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること                  エ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること                  オ 従業者が虐待等を把握した場合に、市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること                  カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること                  キ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 虐待の防止のための対策を検討する委員会については次のとおりです。</p> <p>① 管理者を含む、幅広い職種により構成します。                  ② 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催してください。                  ③ 事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。                  ④ テレビ電話装置等を活用して行うことができます。その際は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。                  ⑤ 他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとしても差し支えありません。                  ⑥ 虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が複雑かつ機微なものであることが想定されるため、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られないため、個別の状況に応じて慎重に対応してください。</p>	<p><b>条例</b>                  第60条(第41条の2第1項準用)                  平18-0331004                  第3の二の4(10)(第3の一の4(31)①)</p>
<p>34 会計の区分</p>	<p>③ 虐待の防止のための指針には、次のような項目を盛り込んでいますか。</p> <p>ア 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方                  イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項                  ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針                  エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針                  オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項                  カ 成年後見制度の利用支援に関する事項                  キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項                  ク 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項                  ケ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>条例</b>                  第60条(第41条の2第2項準用)                  平18-0331004                  第3の二の4(10)(第3の一の4(31)②)</p>
	<p>① 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定夜間対応型訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>条例</b>                  第60条(第42条準用)</p>
	<p>② 会計処理は、「介護保険の給付対象事業における会計の区分について(平成13年3月28日老振発第18号)」を参考として適切に行われていますか。</p>	<p>平18-0331004                  第3の二の4(12)(第3の一の4(32))</p>

	い る ・ い ない	
35 記録の整備	① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	条例 第59条第1項
	い る ・ い ない	
	② 利用者に対するサービスの提供に関する次の記録を整備し、 完結の日から5年間保存していますか。 ア 夜間対応型訪問介護計画 イ 提供した具体的なサービスの内容等の記録 ウ 市への通知に係る記録 エ 苦情の内容等の記録 オ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	条例 第59条第2項 附則第12項
	い る ・ い ない	
	※ 平成25年4月1日において、現に保存している記録（その整備が完結していないものを含みます。）及び平成25年4月1日以後に整備される記録について適用します。	

五 変更の届出等

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
	<p>① 次の事項に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、10日以内に市長に届け出ていますか。</p> <p>ア 事業所の名称及び所在地                      * 事業所の所在地以外の場所に事務所を有する場合はそれを含む。</p> <p>イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>ウ 申請者の登記事項証明書又は条例等</p> <p>エ 事業所の平面図及び設備の概要</p> <p>オ 管理者の氏名、生年月日及び住所</p> <p>カ 運営規程</p> <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p>	<p><b>法</b>                      第78条の5第1項  <b>施行規則</b>                      第131条の13第1項第                      二号、第3項</p>
	<p>② 事業を廃止し、又は休止しようとするときは、廃止又は休止の日の1月前までに市長に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p> <p>※ 次の事項を届け出なければなりません。</p> <p>ア 廃止し、又は休止しようとする年月日</p> <p>イ 廃止し、又は休止しようとする理由</p> <p>ウ 現にサービスを受けている者に対する措置</p> <p>エ 休止しようとする場合は、休止の予定期間</p>	<p><b>法</b>                      第78条の5第2項  <b>施行規則</b>                      第131条の13第4項</p>

六 その他

項目	確認事項	根拠法令
<p>1 法令遵守等の業務管理体制の整備</p>	<p>① 事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、介護保険法又は介護保険法に基づく命令を遵守し、要介護者のために忠実にその職務を遂行しなければなりません。 この義務が確保されるよう、ア～ウに従い業務管理体制を整備していますか。</p> <p>ア 事業所・施設の数が20未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令遵守責任者の選任をすること</li> </ul> <p>イ 事業所・施設の数20以上100未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 法令遵守責任者の選任をすること</li> <li>b 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること</li> </ul> <p>ウ 事業所・施設の数100以上の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 法令遵守責任者の選任をすること</li> <li>b 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること</li> <li>c 業務執行の状況の監査を定期的に行うこと</li> </ul> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	<p>法 第78条の4第8項 第115条の32第1項 施行規則 第140条の39</p>
	<p>② 業務管理体制を届け出ていますか。</p> <p>ア 届出先</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a さいたま市内のみにすべての指定事業所等が所在する事業者 さいたま市長</li> <li>b 埼玉県内のみにすべての指定事業所等が所在する事業者 でア以外の事業者 埼玉県知事</li> <li>c 事業所等が2以上の都道府県の区域に所在する事業者             <ul style="list-style-type: none"> <li>i 事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 厚生労働大臣</li> <li>ii 事業所等が2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 主たる事務所の所在する都道府県知事</li> </ul> </li> </ul> <p>イ 届出事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 事業者の名称</li> <li>b 主たる事務所の所在地</li> <li>c 代表者の氏名・生年月日・住所・職名</li> <li>d 法令遵守責任者の氏名・生年月日</li> <li>e 業務が法令に適合することを確保するための規定の概要 (事業所・施設の数20以上の場合)</li> <li>f 業務執行の状況の監査の方法の概要 (事業所・施設の数100以上の場合)</li> </ul> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	<p>法 第115条の32第2項 施行規則 第140条の40第1項</p>
	<p>③ 届出を行った事項に変更があったときは、遅滞なく届け出ていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	<p>法 第115条の32第3項 施行規則 第140条の40第2項</p>
	<p>④ 届出を行った届出先の区分に変更があったときは、変更前の届出先と、変更後の届出先の双方に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	<p>法 第115条の32第4項 施行規則 第140条の40第3項</p>

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
2 介護サービス情報の公表	① さいたま市長が毎年定める報告に関する計画に従い、指定情報公表センターへ基本情報と運営情報を報告していますか。 いる ・ いない	法 第115条の35 施行規則 第140条の46
	② 報告後、指定情報公表センターにより公表されていますか。 いる ・ いない	